

第7回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和元年9月25日(水)

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 4番 内澤 初蔵

5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広

5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子

8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

3番 細谷地 司、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、 臨時職員 新井田 舞

議 長(山田会長)

それではただいまより、第7回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、8名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立しました。

なお、細谷地委員、西舘委員より、欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 5 番 下谷地敦雄委員、6 番 福田光雄委員のお二方に
お願いいたします。

 日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

 それでは議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定によ
る許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案の 1 ページと 2 ページになります。申請は 3 件でございます。

 まず、番号 1 ですが、大字〇〇第〇地割の田んぼで、3, 9 4 3 m²。同
じく田んぼで、8 7 5 m²。同じく田んぼで 9 4 3 m²。同じく田んぼで 6 2 7 m²。
合計で 6, 3 8 8 m²。4 筆になります。こちらは、譲渡人が〇〇〇〇、譲受人
が〇〇〇〇。売買での有償移転となります。金額は 4 筆合わせて 3 0 万円。現
地確認のほうは、坂本委員と西舘委員にお願いしてございます。

 続きまして番号 2、大字〇〇第〇地割の 6 筆になります。田んぼが 1 1, 5
5 2 m²。田んぼが 2, 9 3 3 m²。田んぼが 1, 5 1 3 m²。田んぼが 1, 0 0 9
m²。畑で 4, 2 2 6 m²。畑で 2, 9 2 3 m²。合計で、田んぼが 4 筆で 1 7, 0
0 7 m²。畑が 2 筆で 7, 1 4 9 m²。合計で、2 4, 1 5 6 m²になります。こち
らは、譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。贈与での無償移転となります。
現地確認を大久保委員と畑林委員にお願いしてございます。

 続きまして、2 ページをご覧いただきたいと思います。番号 3、大字〇〇第
〇地割の畑が 7 8 8 m²。同じく畑で 9 8 3 m²。合計で 1, 7 7 1 m²になります。
譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇。こちらは、売買による有償移転とな
ります。合計で 2 0 万円になります。現地確認は、太田委員と福田委員にお願い
してございます。

 以上の 3 件となります。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。

 現地調査については、番号 1 については坂本委員と西舘委員に、番号 2 につ
いては大久保委員と畑林委員に、番号 3 については太田委員と福田委員に、そ
れぞれ依頼しておりますので報告願います。

坂本委員 9 月 1 9 日、西舘委員と 2 名で現地確認をしました。位置としましては、〇
〇〇〇より、〇〇川沿い下流へ約 1. 5 km と 2 km 付近に位置する 2 カ所で、東
西が田んぼ、西側が〇〇川で、北側が山林と畑になっております。譲受人です

けど、〇〇地区にも3反歩の田んぼを保有しているということで、機械等も揃っておりまして、農地を効果的、効率的に利用できると思込られます。また、農地の位置関係なども、許可することで周囲農地への影響、総合的な利用、地域に及ぼす影響も少ないと思われまふ。よって、許可相当であると思えます。

大久保委員 9月19日、畑林委員と私が現地を確認しました。場所は、〇〇地区の〇〇行政区内。町道から、2mから30mの所にあります。周囲の状況は、東側は牧草地、西側は鶏舎が9棟あります。南側は山林、北側は水田に囲まれています。確認者の意見ですけれど、農地は全て耕作出来ます。一部減反もあります。機械等も全て揃っているということです。利用状況は、贈与される方が耕作しているため問題なしと見ました。周辺農地の状況ですが、〇〇地区の中山間地域直接支払交付金事業の対象地域にもなっているため、整備・管理されています。よって許可相当と思えます。

福田委員 3番の農地法第3条許可申請による現地確認を報告いたします。9月20日の日、太田委員と私と事務局と3人で現地を確認してきました。場所は、〇〇地区の国道の交差点から50mぐらいの位置にある、この前も農業委員会にかけた場所の隣の少し残っているバイパス沿いの所です。農地であり、北側は〇〇と畑と宅地、東側は畑と田んぼ、西側は〇〇学校と畑と宅地、南側は〇〇と畑になっています。確認者の意見としては、申請地は、長年農家に貸して牧草を作付して現在まで使用していました。周辺農地の影響は無く、位置的にも問題がないと判断するので、この申請は、許可相当と思えます。道路から見ると、アカシアの木があり山になっているかなと思つて上がってみましたら、実際はアカシアの木は道路沿いにいくらかあるだけで、上側は牧草地で酪農家に貸していたそうです。現状も草地として確認してきました。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につい

ては、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の3ページになります。4ページから6ページは位置図になっておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

番号1、大字〇〇第〇地割で1筆となっているのですが、現況が田と畑と分けた時期がありまして2つに分かれています。登記簿上は1つとなっています。A-1で2, 169㎡。A-2で537㎡。同じく795㎡。こちらは、合計で3, 501㎡となります。こちらの所有者は〇〇〇〇。非農地の事由ですが、父親が耕作を止めてから約30年が経過して、自然に雑木等が生い茂っている状態でございます。現地確認は、太田委員と福田委員にお願いしてございます。場所については、4ページの位置図をご覧いただきたいと思います。申請地は、県境となっております。右側の位置となっております。

3ページに戻っていただきまして、番号2になります。大字〇〇第〇地割、地目は登記上は畑。現況は宅地ということで、面積は1, 098㎡となります。所有者は〇〇〇〇、こちらは〇〇の住所となりますが、5ページのほうをご覧いただきたいと思います。こちらは、〇〇との境に位置するところで、右側の公図の写しのほうにありますけど、白い余白の部分が〇〇町分になってございます。自宅のほうは、当該地に隣接した所にございまして、申請人もこちらに住まわれているということになります。3ページのほうに戻りまして、非農地の事由ですけど、昭和48年に当時は山林として購入されてございます。昭和60年頃に居宅を増築。農機具倉庫等を建築して使用してきた。平成21年に再増築をしている。今回、登記地目が畑ということで、国土調査で地目の変更がされていたのを知らずにいたという事での経緯でございます。現地確認は、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

番号3でございます。大字〇〇第〇地割、畑で、面積が2, 259㎡になります。所有者は〇〇〇〇。こちらの場所は、6ページのほうの位置図になりますが、〇〇地区と〇〇地区の中間に位置するところにあります。非農地の事由ですが、昭和44年に贈与で取得しています。母親が長年、大豆等を栽培していたのですが、平成10年頃から耕作していなくそのままの状態になっている状況でございます。現地確認は、本田委員と山田委員にお願いしてございます。

以上の3件でございます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。現地調査については、番号1については太田委員と福田委員に、番号2については増尾委員と細谷地委員に、番号3については本田委員と私が、それぞれ依頼されておりますので、ご報告願います。

事務局 番号1については、太田委員が欠席ですので、事務局よりご報告させていただきます。

状況としては、先ほど説明した通りなのですが、現況として山林の状態になっているということで確認をしてございます。2筆分の土地いずれにも大きな木が立っているということで30年は経過している。太田委員も以前はここで耕作していたこともご存知のようでしたが、現状としては木が生い茂っている状態ということで確認してございます。こちらについては、申請のとおりということで確認者の意見としては、願い出のとおり証明してもよろしいのではないかとということで確認してございます。

増尾委員 9月17日に確認をしてございます。私と細谷地司委員、事務局と3名で行ってございます。

場所につきましては、先ほど事務局のほうから説明がありましたけれど、ちょうど〇〇との境にございます。どちらにもそれぞれ、住所を有しているということでございます。確認した内容でございますが、現在は宅地ということで利用してございます。農地又は採草放牧地以外となった時期ですが、理由は先ほど事務局から説明がなされましたけれど、昭和48年に山林として購入し、国土調査で昭和58年に地目が畑に変更された。そういったことを知らずに現在に至った。居宅なり、農機具倉庫等を建築し、使用し現在に至っているということで、意見決定の理由ですけれど、農地以外になってから長い年月を経過した土地でございます。農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められます。また、周囲農地への影響は無く、許可相当であると考えます。以上でございます。

本田委員 番号3について報告いたします。9月19日に山田会長と事務局と確認をしました。場所は、県道の〇〇地区入口の、こちらから向かって行くと左側にございます。確認した内容ですが、現在は山林原野となっています。理由ですけれども、昭和44年に贈与により所有をした。母親が長年、大豆などを作付してきたが、平成10年頃から高齢により耕作出来なくなった。本人も耕作しないままとなり、自然に雑木等が生い茂り現在に至っていると。平成10年ごろから耕作していない状況であります。結論としては、確認者の意見として、農地以外になってから長年経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため、また周囲の農地の影響は無く許可相当であると見ました。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業農振地域整備計画及び農用地利用計画の変更に
対する意見について、上程します。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の7ページと8ページになります。こちらにつきましては、農振法の
施行規則の第3条の2の規定により、町長より意見を求められた案件になりま
す。番号1から6につきましては、先月の総会で事前協議ということで、農業
委員と推進委員にも現地確認等をしていただいて、異議ない旨、一度回答して
いるという内容になります。番号7につきましては、今回、農振農用地域への
編入ということでの案件になります。番号1から読み上げたいと思います。

番号1、所在地は大字〇〇第〇地割、田んぼの519㎡になります。申請人
は、株式会社〇〇〇〇。〇〇の会社となります。農地区分は第2種農地。用途
としては道路の拡幅用地としての転用を予定しているものでございます。

番号2、大字〇〇第〇地割の畑で153㎡になります。申請人は〇〇〇〇。
農地区分は第2種農地。こちらは、住宅の建設に係る宅地への転用を予定して
いるものです。

番号3、大字〇〇第〇地割、畑で332㎡になります。申請人は〇〇〇〇。
農地区分は第1種農地。こちらの用途も住宅の建築に伴う宅地への転用を予定
しているものでございます。

番号4、大字〇〇第〇地割、畑で14,700㎡。同じく畑で1,246㎡。
申請人は、株式会社〇〇〇〇。こちら〇〇町の事業者となります。農地区分
は第2種農地。用途と工事計画につきましては鶏舎等の建築用地ということで
予定しているものです。

番号5、大字〇〇第〇地割、畑13,903㎡。申請人は〇〇〇〇株式会社。
農地区分は第2種農地。用途は鶏舎等の建設に伴う転用を予定しているもので
ございます。

8ページをご覧いただきまして、番号6、大字〇〇の畑が1筆、田んぼが5
筆になります。上から、面積が141㎡、47㎡、142㎡、102㎡、48
㎡、79㎡。申請人は〇〇〇〇会社となりまして、第2種農地で水路の拡幅用
地としての転用を予定しているものです。

番号7になります。大字〇〇第〇地割の8筆になります。面積は合計で22,304.31㎡。申請人は〇〇〇〇。〇〇となります。こちらは豚舎等の建物が建っている所になります。こちらにつきましては、農振農用地への編入ということで、備考欄にあります農振法第10条第3項第4号に該当とございます。耕作又は養畜の業務の為に必要な農業用施設である土地で、2ha以上のものについては、農振農用地へ入れなさいという決まりがありまして、そちらについて県のほうから指導があったということで、今回の農振地域の随時見直しに際して組み入れるということになったものでございます。こちらにつきましては、過去の経過を少し説明しますと、平成27年に違反開発という事案がございまして、この際に軽微変更を行った。その際に一度、農用地区域から除外をして農地転用の許可を受けたという経緯がございまして、今回、転用の許可が下りたのが平成27年で、最終的な手続きが終わったわけですが、昨年10月に県北広域振興局のほうから2ha以上の農業用施設用地ということなので、次回の農振地域の見直しの際に編入するよう検討いただきたいということの指導等ございましたので、今年度の随時見直しに合わせて編入することになったところでございます。

以上、7件の案件についてご審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号4について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号5について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号6について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号7について。

荻谷委員 農振法の第10条の関係ですけれど、2ha 以上については農用地に編入しなければいけないという法律上そういうふうな条項があるということですが、なぜ2ha 以上だと編入しなければダメなのか。理由というか、何のためか。

事務局 農業用施設用地に入ると、宅地であれば宅地課税になりますが、農業用施設用地が農振法の指定になると軽減を受けられるので、固定資産税の軽減が受けられるので安くはなるかと思います。2ha というのは、国の法律で2ha 以上は農業用施設用地に編入しなさいよという記載がございますので、今回、2ha を超えているので入れてほしいということで、申し出者から申請がございましたので今回編入することになりました。

荻谷委員 4番も1町5反歩、5番も1町3反歩なんだけど、これらも2町歩を超えれば該当になるということか。

事務局 そうです。又は10ha の一団の農用地に近接する農業用施設は入れることができます。あとは、農振農用地で用途変更ということで農業用施設を建てたようになった時は、用途区分の変更で農業用施設になることはできます。何もなしから農業用施設用地を入れたいとなると2ha 以上ということです。

事務局長 農振区域に入っていなかった場合は、2ha 以上あれば、農振の中の農業用施設の中の区域に入れることが出来るということ。本人申請で。

事務局 本人申請になります。

議 長 2ha を超えれば税金面でも優遇が受けられるのか。

事務局 農業用施設になっていれば軽減を受けられます。宅地は宅地のままで、農振法の農業施設用地に位置付けられているか、位置づけられていないかで軽減するか、しないかが変わってきます。

笹山委員 例えば、山林を切り開いて建てた場合の地目は山林のままなのか。

事務局長 建築基準法の確認申請を出す際に地目の変更が必要となる。課税の軽減については、農業用施設用地に編入してもらえれば、ということか。

事務局 ただし、農振法の縛りがかかるので、そこに農業用施設以外の建物を建てた

りした場合は違反開発ということになるので、それが嫌で除外してくれという方もいらっしゃる。

事務局長 税金の減免をはかられるということで、あくまでも本人の申請に基づいてということで理解してよいか。

議 長 よろしいですか。

事務局長 1 番の道路用地というのは、これはどういう道路なの。

事務局 豚舎に行く道路が狭くて、冬になるといつもトラックが落ちているそうです。飼料運搬用のトラックとかが通りやすいように少し広げたいということです。田んぼを埋立てして。

事務局長 あくまで個人所有での公衆用道路にしたいということか。

事務局 そうです。

議 長 皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第 3 号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更については、異議がない旨を町長へ報告いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって、第 7 回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 2 時 5 分 閉会)